

仁淀川町池川 439 交流館 指定管理者募集要項

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 2 条の規定により、下記のとおり仁淀川町池川 439 交流館の指定管理者を募集する。

記

1. 施設の名称

仁淀川町池川 439 交流館（別表 1）

（以下「交流館」という）

2. 申込資格

- （1）団体・企業であり、事務所又は事業所を有すること。
- （2）団体・企業又はその代表者（イにあつては役員を含み、キにあつては、役員及び使用人を含む）が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる指定暴力団等又は同法第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員である者。

3. 募集の期間及び受付時間

（1）質問の期間

令和 7 年 10 月 3 日（金）から
令和 7 年 10 月 16 日（木）正午まで

（2）募集の期間

令和 7 年 10 月 3 日（金）から
令和 7 年 10 月 30 日（木）まで

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝祭日を除く)

4. 申込書類

(1) 申請書(別記様式)

(2) 申請資格を有していることを証する書類

- ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- エ 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の公告日以降に交付されたもの。)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(3) 管理を行う公の施設の事業計画書

ア 運営の方針等(次の内容に基づき、任意で作成)

① 施設の管理・運営に関する基本的考え方

- ・応募の動機について
- ・管理運営にあたる基本的な考え方
- ・管理業務の基本方針について(業務に関すること。経営に関すること。)
- ・地域における施設の役割と今後の在り方について

② 自主事業の提案

- ・施設の運営に係る営業時間及び休館日の設定等について
- ・誘客を推進するための具体的な自主事業の実施内容について

③ 管理業務の実施体制

- ・職員の配置及び職務分担(指揮命令系統が分かる組織図を含む)
- ・災害発生時等の管理体制について
- ・個人情報の保護についての適正な管理体制について

④ 利用者の支援計画

- ・利用者に対するサービスの向上について
- ・利用者の多い季節、少ない季節への対応について

⑤ 施設の適正な維持管理

- ・施設の維持管理についての計画、方針について

(4) 管理運営に係る収支計画書(事業計画書との整合性を図ること。)

(5) 当該団体の経営状況を証明する書類

- ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)
- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している団体のみ。)

- ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (6) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (7) その他町長が必要と認める書類

5. 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。

6. 指定管理者が行う業務

- (1) 交流館の運営に関する業務
- (2) 交流館の利用の許可に関する業務
- (3) 交流館及び設備の維持管理業務
- (4) 仁淀川町ふれあい公園の除草業務 (14,000 m²=3,500 m²×4 回刈り) ※別図面参照
- (5) 上記に掲げるもののほか、交流館の運営に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

7. リスク分担

仁淀川町と指定管理者のリスク分担は、別表2「リスク分担表」のとおりとし、詳細は、仁淀川町と指定管理者が締結する協定において定める。

なお、あらかじめ定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、仁淀川町と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとする。

8. 指定期間

指定期間は、原則令和8年4月1日から令和9年3月31日までとするが、指定管理者の知識、経験等の蓄積により効率的な運営ができると判断した場合は、最長令和11年3月31日までとする。ただし、管理を継続することが適当でないと町長が認めたときは、指定を取り消すことがある。

9. 選定の基準及び選定方法

- (1) 施設の効用を最大限発揮させると共に、経費の縮減を図りながら施設管理運営が適正に行われるものであること。
- (2) 選定方法は、仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会を経て町長が選定する。
- (3) 資格選定にあたり、申請者に対して日時を指定してプレゼンテーションの実施及び、また新たな書類の提出を求めることがあります。

10. 指定管理者と指定施設の決定及び施設指定管理料

- (1) 指定管理者は、仁淀川町議会の議決を経て決定（指定）する。
- (2) 議決後に町と指定管理者との間で協定を締結し、この協定で施設指定管理料を定める。
- (3) 指定管理料は年額 1,700,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限額とする。

11. その他

- (1) 指定管理者は、『仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 57 号）』『仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 43 号）』『仁淀川町池川 439 交流館の設置及び管理に関する条例（平成 24 年条例第 23 号）』を遵守すること。
- (2) 提出書類は返却することはできない。
- (3) 選定結果等の公表について
申込書類及び選定結果については、公表する場合がある。

12. 問い合わせ・申込書類の提出先

○ 申込書類の提出

仁淀川町役場 総務課

住所 〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎 200 番地

電 話 0889-35-0111

FAX 0889-35-0571

※但し、FAX、電子メールでの提出は認めない。

○ 質問事項及び施設案内等の問い合わせ

仁淀川町役場 池川総合支所 池川地域課

住所 〒781-1606 高知県吾川郡仁淀川町土居甲 916 番地 3

電 話 0889-34-2114

FAX 0889-34-2687

Eメール ikegawa@town.niyodogawa.lg.jp

質問事項については、令和 7 年 10 月 16 日（木）正午までに【別記様式第 5 号】により電子メールで受け付けます。なお、電話又は口頭による問い合わせには一切回答しません。

別表 1

名称	位置
仁淀川町池川 439 交流館	仁淀川町北浦 450-2

別表 2

リスク項目	内 容	負担・分担	
		仁淀川町	指定管理者
保険への加入	施設の設置に関すること	○	
	施設管理運営に関すること		○
施設利用者及び地域住民への対応	施設の設置に関すること	○	
	施設管理運営に関すること		○
施設・設備の修繕、改修	利用可能年数を延長させるための修理や改修で、町が必要と認めたもの	○	
	指定管理者が必要とするもので、将来にわたり当該施設の権利を主張しないことを条件に行うもの		○ 要事前協議
	指定管理締結以前から修繕の必要が明らかであるもの	○	
	天災等不可抗力によるもの（軽微なものは除く）	○	
	上記以外のもの（消費税及び地方消費税額を含む）	6万円以上のもの	6万円未満のもの
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
物品	経年劣化によるもので町が必要と認めたもの	○	
	指定管理者の瑕疵によるもの		○
	町貸与物品以外の物品で指定管理者が必要とするもの		○
	上記以外のもので町が必要と認めたもの（1点につき）（消費税及び地方消費税を含む）	3万円以上のもの	3万円未満のもの
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
施設内での事故及び賠償請求	施設、設備の瑕疵から生じるもの	○	
	指定管理者の管理の瑕疵から生じるもの		○

	の		
セキュリティ	管理、警備の不備による情報漏洩、盗難等		○
法令の改正	施設管理に影響を及ぼす法令改正に伴う対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令改正に伴う対応		○
上記以外のものについては、仁淀川町と指定管理者が協議の上、対応を決定する。			

別記様式

年 月 日

仁淀川町長 様

団 体 名

代表者名

仁淀川町池川439交流館に係る指定管理者の指定の申請書

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条に規定する指定管理者の指定を受けたいので、仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の規定により関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 申請資格を有していることを証する書類
- 2 管理を行う公の施設の事業計画書
- 3 管理運営に係る収支計画書
- 4 経営状況を証明する書類
- 5 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書